

國第十三回 參議院建設委員會會議錄第三十號

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)午前十時四十八分開会

出席者は左の通り。

理學

委員

田中一君

德川宗敬君
定義君
門田定藏君
松浦隆君

空貞外記

國務大臣

政府委員

特別講
管特

大藏省主
事務局側

常任委員

本日の会議に付した事件

○宅地建物取引業法案(衆議院送付)

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する

第十六部 建設委員会会議録第三十号 昭和一十七年四月二十五日

カ一免許法を初め、諸外国におきましても種々制定されておりますし、我が國におきましても、旧憲法第九條に基き各地方府令を以て業者の取締を行なつて来たのであります。が、これらの命令も新憲法の制定によりその効力を失うに至つたのであります。今次大戰によつて戦災、強制疎開等のため多大の損害を受けた多数の都市においては、建物特に住宅の需給が極度に逼迫して、従つて土地建物の取引は戦前にもましていよいよ頻繁となり、これが取引を業とする者が激増して、悪質業者の不正が頻発していることは戦前の比でないことは明かであります。

- 特別措置法案(内閣送付)
- 公共工事の前払金保証事業に関する法律案(内閣送付)
- 連合委員会開会の件
- 本委員会の運営に関する件

- 委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建設委員会を開会いたします。
- 宅地建物取引業法案を議題に供します。提案者から提案理由の説明を願います。
- 衆議院議員(淺利三郎君) 宅地建物取引業法案の提案の趣旨と内容の概要を説明申上げます。宅地建物取引業の規制は一九一二年にアメリカ、カリブ等で制定された不動産プロ-

又は建物の需給者と共に安んじて利用のできる業者を育成し、宅地及び建物の利用を促進することを目的として本法案を立案提出するに至つた次第であります。

次に本法案の内容の概要を簡単に申し上げます。

第一に宅地建物取引業を営むとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならぬものとし、且つ、登録は二年ごとに更新しなければその効力を失うものとしたことであります。なおこれに關し、都道府県知事がその登録を拒否しなければならない事項、又は拒否することができる事項を規定しております。

第二に、宅地建物取引業を営む者が、その業務に關して受けることのできる報酬の額は、都道府県知事が定めるものとし、この額を超えて報酬を受けてはならないものといたしました。

認められる者も本業を営み、宅地建物の取引に当つては詐欺類似の不正行為がしばしば行われているためであります。このような事態に対しても、一般的の利用者の間においては勿論、この業界の内部においても、正常な業者の多くはこれらの弊害を認め、事業の健全な発展を期するためにこれらを規制する立法措置を強く要望しており、一方又現在の住宅事情に鑑み、公共の福祉のため当然にとらなければならない施策であります。ここにおきまして、宅地建物取引業を営む者の登録を実施し、その事業の取締を行ふことによってその業務が適正に行われ、宅地

○委員長(廣瀬與兵衛君) 質疑はあとであります。
○委員長(廣瀬與兵衛君) 次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保険協定第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案を議題に供します。昨日に引続きまして、農林委員池田宇右衛門君ほかの発言を許可いたします。只今出席しておりますのは、主計局次長の石原君と、それから特別調達庁の管理部長の長岡伊八君と、お二人が見えております。今すぐ外務省の国際協力局の澤武夫君と、特別調達庁の長官根道廣吉君も直ちに参られます。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 只今委員長から、本法案の審査に当りまして、農林委員を代表いたしまして、二三時間の点に対する御同意を得ました。

第三には、宅地建物取引業を営む者の中には、不法行為を繰り返す者や、違反者に対する対応が適切でない者など、問題のある業者が存在する。そこで、これらの業者に対する規制強化が図られる。具体的には、登録取消処分の適用範囲が拡大され、登録停止処分の適用範囲が縮小されるなど、業者の行動規範が明確化される。また、罰則が厳しくなることで、業者の不正行為に対する懲戒が強化される。

より、土地についての貸付等の契約を開始する場合における補償金額についても右の補償基準によるものとする。

二、土地等の使用が、土地等の所有者の生計の維持を困難にする場合において、土地等の所有者より土地等の取用請求があつた場合には、土地収用法第八十一條並びに本法第九條第一項の運用により处置するものとする。

三、内閣総理大臣は、第六條の規定により、土地等の使用又は取用の認定に関する処分を行う場合において当該土地等が農業用地であるときは、必ず農林大臣の意見を求めること。

以上について、特調長官並びに出席の外務、大蔵関係当局は、閣議了解事項として間違いないか、この点について、先ず明快なる答弁を願いたいと思います。

たしたいと思います。なお質問前に当りまして、関係の出席の政府委員に対し、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等使用の法案に関する閣議了解事項について、的確であるかという問題について、その閣議了解事項を最初にお尋ねいたしたいと思いま
一、土地を使用し、又は使用する場合における損失補償金額の算定については、関係機関において決定する適正な補償基準によるものとすること。
なお合衆国軍隊の用に供する国有財産の処理に関する法律案第五条の規定によ

○政府委員(根道廣吉君) 内容におきましては、只今お読みになりましたのと違つておりません。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 次に、特調、大蔵、外務当局に対して、農民が生活の基本としておつた耕作地を失うに当り、適正なる補償をいたすことについて、十分なる研究と的確な調査を払う用意あります。

○委員外議員(池田宇右衛門君) これに対する今日までの経過について承わりたいと思います。

○政府委員(長岡伊八君) この問題について、農林省側と十分連絡協議

つきまして、農林省側と十分連絡協議いたしましたことは勿論なのでございまして、今まで密接な連繋を保つて研究いたしております。殊に御承知でもございます通りに、予備作業班には農地局長が出ておられるような関係でございまして、その点につきまして十分な連絡をいたしております。以上でござります。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 申すまでもなく、農地は農民にとって唯一の生産手段であると共に、生活手段の根源であります。この生産手段を失うときは、生活は困難に陥るということが成ります。従つて農地は農民の生命線上重大な関係があるのでありますから、適当の代替地或いは転業に際して安全生活の保障をつけるところの義務ありと考えます。これらに対する研究如何。

○政府委員(長岡伊八君) 農民と土地との関係につきましては只今御指摘の通りでございます。農民の利益擁護といふことに十分の留意をいたしておりますが、ただ代替地という

問題になりますと、この法律案には実は規定はいたしておりませんが、これは別途農林省当局と十分打合せまして、そういう措置がとられるような行

ことについて、十分なる研究と的確な調査を払う用意あります。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 今日まで占領期間中の契約による使用期間は、当然本法によりますと、使用期間に算入すべきものと思う。若し算入しないこととなると、終戦直後から使用されているものは、使用期間が三年以上経過しても取用の請求ができないことになるが、およそ使用に代る取用の請求を土地取用法で認め、本法でこれを準用している趣旨は、かかる土地について所有者の希望によつて、取用することによつて所有者の権利を保護するにあつては、従来極めて安価な使用料によつて更に三年以上経過しても取用請求権を認めないということになれば、権利者の保護を欠くものであると考えるが、これに対する御所見如何。

○政府委員(長岡伊八君) 終戦後土地

長く使用いたしまして、農民各位に非

常な御迷惑をかけておることもとくと

承知いたしております。併し三年以上

いことに前はなつております。たゞ

いことにこの期間の計算につきまして

は本法では前の期間は算入いたさず

これから形質変更といふものが伴います

今後三年に亘るといふ見込のもの、そ

れから形質変更といふものが伴います

お読み通りに買上げるという措置

をとり得るものと考えております。な

お從来とも、形質の変更をいたして

あります。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 申すまでもなく、農地は農民にとって唯一の生産手段であると共に、生活手段の根源であります。この生産手段を失うときは、生活は困難に陥るということが成ります。従つて農地は農民の生命線上重大な関係があるのでありますから、適当の代替地或いは転業に際して安全生活の保障をつけるところの義務ありと考えます。これらに対する研究如何。

○政府委員(長岡伊八君) 農民と土地との関係につきましては只今御指摘の通りでございます。農民の利益擁護といふことに十分の留意をいたしておりますが、ただ代替地といふ

問題になりますと、この法律案には実は規定はいたしておりませんが、これは別途農林省当局と十分打合せまして、そういう措置がとられるような行

ことについて、十分なる研究と的確な調査を払う用意あります。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 今日まで占領期間中の契約による使用期間は、当然本法によりますと、使用期間に算入すべきものと思う。若し算入しないこととなると、終戦直後から使用

されているものは、使用期間が三年以上経過しても取用の請求ができないことになるが、およそ使用に代る取用の請求を土地取用法で認め、本法でこれを準用している趣旨は、かかる土地について所有者の希望によつて、取用することによつて所有者の権利を保護するにあつては、従来極めて安価な使用料によつて更に三年以上経過しても取用請求権を認めないということになれば、権利者の保護を欠くものであると考えるが、これに対する御所見如何。

○政府委員(長岡伊八君) 終戦後土地

長く使用いたしまして、農民各位に非

常な御迷惑をかけておることもとくと

承知いたしております。併し三年以上

いことに前はなつております。たゞ

いことにこの期間の計算につきまして

は本法では前の期間は算入いたさず

これから形質変更といふものが伴います

今後三年に亘るといふ見込のもの、そ

れから形質変更といふものが伴います

お読み通りに買上げるという措置

をとり得るものと考えております。な

お從来とも、形質の変更をいたして

あります。

○委員外議員(池田宇右衛門君) 終戦後土地

長く使用いたしまして、農地として

は、農地保護の建前から農地として

できるものといふ規定は、農地につい

ても、これを有効且つ合理的に使用

できるものといふ規定は、農地につい

るだけで十分とお考えになつておるかどうか。

七言律詩一卷

○政府委員(長岡伊八君) 土地の取用をいたします場合に、四條に規定いたしております措置をとるのでござりますが、先ずその前に、現在行われております通りに、予備作業班で実地を見まして、事情をよく調査いたしております。この際にも十分意見を徵する機会があると思ひますからです。(以下略)

わせをいたしまして、最も合理的なものを、妥当なものを作りたいという考え方であります。大体本法におきまして、建前は収用法の規定を適用いたしておりますので、委員会にかかりましたときには、その附近の地代といふことが基準になりますので、これと相矛盾しないような基準を作りたいたくかように考えております。

と、結局最後はこの補償基準によつて泣き寝入りするかどうかということが決定をするわけでありますから、これが経過等についてはなお適当の機会に、決定前にこれが経過を承知したいと思いますが、そういうことを我々に知らしむる用意ができるかどうか、これをお伺つておきたい。

用される場合には、農民はすべて生活維持困難者として措置されるものと解しておりますが、この見解に恐らく間違ひはないと考えるわけですが、これについての所見を確認して置きたい。

○政府委員(長岡伊八君) 大体において御指摘の通りだと思ひまするが、場合によりますと、その農民の所有いたしておられます土地全部を取上げるので

どうなつておるか。
○政府委員(石原周夫君) いろいろな
機会に申上げておりまするようだ、防
衛支出金六百五十億円のうちにおきま
して不動産の提供、これに関連いたしま
する補償も含めまして九十二億円と
いう予算が割当でありますことは御
承知の通りであります。この九十二億
円の計算の場合におきまして、我々が

備作業班なり、合同委員会では、その土地を強制的に取上げるかどうかといふところまでは決定にならん。そういう土地を提供するということになります。ならば、更にこの事務を取扱います。調達庁の各局におきまして、更に各位と十分なる交渉をなす。いきなり本法を適用いたしまして収用するという意味ではございませんで、而もその話がつきませんで、どうしても収用手続をとらなければならんというときには、更にこの四條で規定いたしておりますだけの手続をとりまして、無理をしないよう、こういう再確認をするだけの意味をもちまして、四條を規定いたしました次第でございます。農民各位の意見を反映する機会は多分にあると考えます。

○委員外議員(誠島連次郎君) 勿論農林省の意見を尊重するのでござりますから、これがお話の基準と申しますか、標準にはなると思しますが、直ちに只今農林省で出しておられますものがすぐその通りに決定するかどうかということは、只今まだ申上げかねる段階にございます。

○政府委員(長岡伊八君) これは本法ではどういう経過を経て、いつ頃までに決定されるのか。

きましては、農林省とも十分打合せた上で措置がしたいと思います。

なくして、或る一部を使用とか収用と
いう問題もないではないと考えております。
その残りの土地で生活ができる
かどうかと、こういうようなことは一
概には申されませんで、又残りました
土地の面積につきましても、その家族
の状態とか、いろんな点から観察する
必要があると思いますので、大体にお
きましては御指摘の通りの場合が多い
と心得ております。

○委員外議員(飯島選次郎君) 次にこ
れは細かな問題について二、三お伺い
をして終りたいと思いますが、本法の
施行前に連合軍によつて使用されてお
つた事実によつて損害をこうむつてお
る被害者がおりますが、これが補償は
本法に準じて処理さるべきであると考
えますが、所見は如何ですか。

とりました数字は、昨年の十月末の現在におきまする借料の実績、これを年間に延長いたしますると五十四億ほどに相成るのであります。その後におきまして若干の移動はござりまするので、現在におきましてはこの金額をやや下回つておるかと思ひますが、最近の数字はちよつと今手許にございませんので、一応その五十四億程度の数字をとりまして、これにプラス・ファクターとマイナス・ファクターとが加えられております。プラスの点といたしましては、その後におきまする値上げの問題、マイナスの問題といたしましてはその後におきまする控収解除、それらの状況につきましては、予算積算の当時におきましても余り明瞭でございませんし、今日におきましても、現

○委員外謹願(飯島連次郎君) それで
は次に閣議了解事項第一項に、適正な
補償基準ということが謳われております
が、これはこの適正な補償基準は如

ますので、これはいつまでといふことをはつきりこの席上で申しかねまするか、非常に取急いで取運びたいと思ひます。

ておられます。○委員外議員 館島連次郎君 それで農地が使用される場合には、これは申すまでもなく農地は農民にとつて

に従来のやり方で借上げまして、立退料なり立毛料なり、移転料それからレンントを払つておりますが、これに全部取りまして適用するということは到底ありませ

して行政協定第一條に基きますする施設及び区域の範囲をきめておるわけです。なかなか先頃新聞紙上にも発表いたしました大きな都市、中心部から

か。何に決定されているか。決定されていないとすれば、どういうふうに決定す

○委員外議員(飯島連次郎君)　この基
準については、これは先ほども申しま
したように、私共農林担当の者として

は、もうただ一つのこれは生存の手段でありますから、これがほかに転用されるということは、農民が唯一の生産

できないと心得ております。
○委員外議員(飯島道次郎君) 次はこ
れは大議省所管と考えますが、三点ま

できるだけ周辺に移つて参りたいといふようなアメリカ側の方針も明らかになつてゐる。ついでモーリーが、其の

この点につ
いては、先ほど申上げました通
じ、農林省並びに大蔵省とも只今協議
下でござります。更に今後十分な打合

は、農民の生活或いは食糧増産に至るの關係がありますので、特にこの農地取上げについておびえておる農民並みに開拓者の心情を考慮いたします

並びに生存の根柢を失うということになりますので、従つて生活の困難に陥るということはこれはもう申すまでもないことがあります。従つて農地が更

本法施行に際し、適正な損失補償に必要な経費は遺憾なく用意せられておることと想ふが、二三の点内訳によると伺いしたい。

たてておるわけでありまするが、具體的にどの程度のものがどの時期に移るか、その結果信料にどういう移動をするかということにつきましては、今

をいたしますことが困難であります。この現在の地代、家賃等につきましても、どういうような改訂をいたすかという問題につきましては、これ又別途特別調達で御研究であり、私どものほうも或る程度それに伴つていろいろな勉強をいたしておるわけであります。それのきまり方は、尤も多くは今後におきまる相当大幅なる解除が考えられておりますが、なかなかこれは民間所有のものにつきまして解除がせられるわけでございまするので、それがどの時期にどの幅で起るかということによつて支配される点が多いわけであります。それらの点を考え合せまして、九十二億のうちにおきまして、相当程度補償の関係につきましての経費は捻出できるというふうに考えておるのであります。

○委員外證見(飯島連次郎君) 大体の枠はわかりましたが、その時に五十四億のうちに出むる農林関係がどのくらいありますか。

○政府委員(石原周夫君) 農地の関係は、月額にいたしまして百五十七万円、年額にいたしまして千九百万円ほどでござります。それから山林の関係が八百八十万円、この農地、山林の関係は或いは地目によつているかと思われますので、その限界が必ずしも正確かどうか存じませんが、それが八百八十万円ほどござりまするから、これが年額にいたしまして一億弱、両方合せて一億二千万円くらいになつておるかと思います。

○委員外議員(飯島連次郎君) 只今の御説明、御解答はちよつと私の質問とはすべておるよう思いますが、それでは大蔵省でなしに、むしろ管理部長のほうが或いは適任者かもわかりません。重ねてお伺いします。本法施行に必要な農林関係を対象とする先ほどのつまり補償費です。これの全額は予算的には昭和二十七年度の分としてどのくらい見込まれておりますか。

○政府委員(石原周夫君) 今申上げましたように、この本法の施行に伴い今までどの程度のものが収用せられるか、或いは使用せられるかというごとにつきましての見通しが困難でありまするために、今申上げました梓のうちにおきまして、どの程度がこれに割当てられるという内訳の計数はないわけござります。

○委員外議員(飯島連次郎君) それでこれは若干重複をいたしますが、先ほどの管理部長に対する御質問と関連した事項であります。本法の施行前に連合軍によつて使用又は接收せられておつた農地等に対する損失の補償に必要な経費は、大蔵当局としては全然措置されておりませんか。

○政府委員(石原周夫君) 本法施行前の、従来の補償のやり方のうちにおきましたが、明らかに不十分であつたといふようなものがござりますので、そういうようなものの何と申しますのか、是正と申しますか、手直しの意味におきまする金額は、本年度に繰越して参りました前年度の終戦処理費の中の業務補償費の中におきまして、約五億程度ですか……

○委員外議員(飯島連次郎君) それでは次に本法の施行に伴つて補償金が適

正に支出されるということになるわけ
であります。これが対して多額の課
税が行われることになりますと、妻賀
的には補償の実が挙らないということ
になつて参りますので、これは所得税
法第六條第七号にいう損害賠償金又は
慰藉料に類するものと解するのが適當
かと考えられるのであります。この
補償金はすべて非課税の所得として免
税されるものと私共は解しております
が、大蔵当局の御所見は如何でござい
ますか。

○政府委員(石原周夫君) 私はそのほ
うの担当でございませんのであります
が、便宜代つて申上げます。が、土
地取用法の対価の場合と同様に、所得
税の対象にならないというように承知
いたします。

○委員外議員(飯島連次郎君) これは
特別調達厅のほうのお答えを頂ければ
結構であります。今までの補償料に
類する経費のうちで未払の補償金がござ
いますが、これについて早急に支払
う用意があると考えますが、どのくら
い、いつ頃までに……。

○政府委員(石原周夫君) 未払になつ
ておりますものの支払は我々も非常に
気になつておるので。取急いでおる
のでございますが、何分にも今日まで
は軍の承認を得まないと支払ができない
かった。この点につきましていろいろ
見解の相違やいろいろな手続上遅れ
ておるので。これは今後條約が発効す
いたしましたならば、取扱いやすくなる
ものと思います。その金額が四億は
かりたまつておるのであります。これ
は取急いで払う手続をとりたいと考え
ております。

○委員外議員(飯島連次郎君) 只今の

○委員長(廣瀬與兵衛君) 次に公共工事の前払金保証事業に関する法律案を議題に供します。先ず政府より提案理由の説明を願います。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 次に公債の発行に関する御質疑を得たわけでありまして、時日が経過しても同じ御回答を頂くということでは、該當者の不安は増すばかりであつて、何ら減らないわけでありますから、これが措置についてはもう二十八日を期して平和効力の発生するということになつておるのでですから、特に促進についての特段の御努力をお願いしたい。

○政府委員(長岡伊八君) 御趣旨に副うて措置いたしたいと思ひます。

○委員外議員(飯島達次郎君) これで終ります。

○委員長(廣瀬與兵衛君) それでは農林委員からの御質疑は終了いたしましたので、建設委員のかたがたの御質疑がございましたら伺いたいと思ひます。

○田中一君 今主計局次長の御答弁のうちに、この補償費に対する課税の問題の御答弁があつたのですが、もう一度あなたの担当でないか知れませんが、もう一ぺんはつきりおつしやつて頂きたいのです。

○政府委員(石原周夫君) 私の承知をいたしておりますところでは、土地収用法によります収用をいたしましてたときに払われます対価でございますが、その対価の扱いは從来所得税の關係におきましては免稅になつておりますように承知いたしております。で、この場合の補償金につきましても同様な取扱いであるというふうに承知いたしております。

業体又は地方公共団体等の発注する公
共工事は国土の再建その他公共の福祉
を増進するために極めて重要であつ
て、その年間工事量は全建設工事量の
なかば以上を占むる状況であります
が、最近これらの公共工事の着工資金
の調達が請負業者にとつて極めて困難
な問題となつております。その原因を
考えますに、民間の建設工事にあり
ましては、発注者は請負業者に前払金
を支払うのが通例であります。殆んど
商慣習となつておりますが、公共工事
につきましては一部の例外を除いて從
来前払金をしないことが原則となつて
いるため、請負業者は着工資金の調達
について全面的に金融機関に依存せざ
るを得ないのであります。然るに建設
業者は一般に自己資本が薄弱であり、
その企業の性質上担保となるような資
産に乏しく、又その経営状態の判断が
困難であること等の理由によりまし
て、他の産業に比して金融機関からの
融資が円滑を期しがたく、その金融難
は極めて深刻であります。この結果公
共工事全般に亘りまして工期の遅延、
工事費の増大等を招来し、延いて公共
工事の適正な遂行を阻害することが憂
慮せられるのみならず、公共工事に関
して前払金の途を開きますことは諸資
材が廉価に且つ確実迅速に手配され、
その他着工準備が迅速になされ、或い
は金融機関に対する利子が不要になる
等の利便がありまして、積極的に建設
工事の適正な施行に寄与するものであ
りまして、この際速やかに公共工事に
関する前払金制度を確立することが緊
要と考えられるのであります。

滑な運営を期しますためには、前払金を支出する発注機関の危険負担を除去すると共に、前払金が当該公共工事のみ使用されることを保証し、発注者が安心して前払金の支出しできるよう、公共工事の前払金に対する保証事業を営む会社の制度の確立が必要でありまして、現に民間においてかかる会社の設立が企図されつつある状況であります。この前払金保証事業等を営む会社は、その業務が甚だ公益性が強く、建設業者の経営又は信用に重大な関連を有すること等に鑑みまして、その事業の公正にして且つ堅実な営業を確保するため、政府において事業適格者の基準を設け、事業の運営について、最も小限度の指導監督を加えることが必要と認められるのであります。ここにおいて公共工事の前払金保証事業を営むものについて、登録の実施、前払金保証事業の運営の準則等を内容とする公共工事の前払金保証事業に関する法律案を提案し、この事業の健全な発達を図り、もつて公共工事の前払金の適正且つ円滑な実施の確保、延いては公共工事の適正な施行に寄与せんとするものであります。以下本法律案の大綱を御説明申上げます。

第一に、この法律案の適用ある公共工事は、国、日本国有鉄道、日本専売公社又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事の外に、資源の開発等についての重要な工事に関する工事であつて、政府の指定する公益性的の強い工事を考えております。

第二に、前払金保証事業を営まうとするときは登録を必要とすることとし、一定の要件をなく能力信用の乏し

い事業者を排除し、或いは不正な事業の運営に対し監督手段を発動する根拠といたしたいと考えております。

第三に、保証事業会社の公正な運営と健全な経営を確保するために、保証約款の承認、保証金の支払いに関する規定、責任準備金の計上、保証基金及び支払準備金の積立に関する規定、常務役員の專業主義に関する規定等を設けたのであります。なお保証事業会社は、前払金保証事業の外、公共工事に関する運転資金について請負者の金融機関に対する債務を保証する事業を営むことができるところとし、その他の事業は兼業できないことになつております。

第四に、保証事業会社の事業が発注者又は請負者の利便を阻害している場合に、事業改善の命令をすることができることとし、又保証事業会社に一定の不正な車輿がある場合に指示或いは勧告を行うと共に、悪質な場合においては営業の停止又は登録の取消等をなされ得る等必要な監督の規定を設けたいと考えております。

最後に、この保証事業会社の公正な運営を期しますために審査の請求に関する規定を置き、土木建築に関する工事の請負を業とするものが、保証事業会社の事業について不当にその利便を阻害されていると認める等の場合においては審査を請求する道を開き、又請負者が保証を受けた前払金を当該公工事に使用しているか否かを、保証事業会社が厳正に監査すべきことを定め、前払金制度の運営について適正を期しているのであります。

以上が公共工事の前払金保証事業に関する法律案の大綱であります、な

おこの法律案と並行して予算決算及び会計令臨時特例、地方自治法施行令等を改正して、この法律案によって登録を受けた保証事業会社の保証を得た場合においては、建設工事について前払金を支払うことができるよう、それぞれ措置いたすことにしております。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願い申上げます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 質問はあとにまわしまして、前にもどりまして、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保謄條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案を議題にいたします。

○田中一君 私が前回の委員会で伺った補償費の所得税の問題については、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保謄條約第三條に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法案を議題にいたしました。

○政府委員(石原周夫君) 使用料につきましては、当然普通の家賃自体などと同様な課税が行われるかと存じます。先ほど私が申上げましたが、言葉が不足いたしておると思いますが、収用によります土地の建物の対価そのものにつきましては所得税はかかるな

よろしくお解りいただけますと幸いです。ただ、今長岡管理部長から申上げましたように、財産税の評価額と所得稅額との差額につきましての再評価税は六%かかる、こうしたことあります。それでその点先ほど不足いたしておきましたから附加えておきます。

○田中一君 私は土地取用法の審議の過程において、主税局はその補償費に對しては課税するというような説明を聞いておつたのですが、私の誤解かもわからんですが、それは最近そういう方針にきまつたのですか、それとも從来から、いつ頃からそういうことをやつておつたかおわかりでしたら……。

○政府委員(石原周夫君) 責任の主税局と確めた上で正確なお答えをいたし申上げました。本日申上げました点に何らか修正是して申上げるかも知れません。その点あらかじめ御了承願います。

○深水六郎君 今度のこの措置法で使

用する場合は、結局その補償といふことになりますが、その他の収入として所得税の対象になるものとおもいますが、この

されるわけですか。

○政府委員(石原周夫君) 通常生ずる損害の範囲に入りますのは全部補償する。

○深水六郎君 とするとそれは通常生が、大体これは使用が原則になつておけることが困難であるのであります。

○政府委員(石原周夫君) 御指摘の通りでございます。

○深水六郎君 そういたしますとこれ

は遡つてですが、占領期間中の營業権の補償というようなものは、今後とも

実質上はこれはやはり換取と似たようなものですから、それと公平を保つたために遡つて補償されるというようなことはございませんか。

○政府委員(石原周夫君) 占領中の問題につきましては、その他にも賃借権が消滅したとかいつたようなこともございませんし、營業権の問題もありますので、どの程度にできると、今は申上げかねるのであります。只今関係方面と打合せ中でございまして、その点先ほど不足いたしておきましたから附加えておきます。

○田中一君 私は土地取用法の審議の過程において、主税局はその補償費に對しては課税するというような説明を聞いておつたのですが、私の誤解かもわからんですが、それは最近そういう方針にきまつたのですか、それとも從来から、いつ頃からそういうことをやつておつたかおわかりでしたら……。

○政府委員(石原周夫君) 九十二億円の方の金は、先ほど申上げましたように、何と申しますかが講和條約の効力が発生いたしましてから防衛支出金の支出しに相成りますので、それ以前の分につきましては終戦処理費の中にございまする業務補償費、それから支出をいたすということになります。ただ接収の解除が講和條約の効力発生の後に行われます場合におきましては、こ

○委員長(廣瀬與兵衛君) 何か御質疑
○田中一君 この附則の二ですが、何
がございましたら……。
○政府委員(長岡伊八君) 御意見十分
承わりました……。
○深水六郎君 今占領期間中の營業補
償といふものも非常にその関係の人か
ら要望が強いわけですが、今後折衝さ
れる場合にできるだけそれを勘案して
行かれるよう、局長方面、関係の方
面から折衝されるようになりますが、何
がございましたら……。
○委員長(廣瀬與兵衛君) 何がございましたら……。
○九十二億円の中から支出されることに
なると思います。すでに接収そのもの
は終つておりますて、或いはその支出
のものがすでに終つておりますて、例
えばイニシャル・コストと申しますか、
最初に調べたのですが、そういうもの
はすでに終つておりますて、そうして
引続き接収と申しますか、講和條約
後も或いはこの法律によりまして使用
し得るという手焼きになるということ
につきましては、これはもう処分済み
でございますので、費目といたしまし
ては防衛支出金から出しません、や
るといいたしますれば過去の処理の問題
でございまするから終戦処理費の繰越
分を以つて賄つております。今よつ
と接収解除ということを申上げました
ので、却つて誤解を生じたと思ひます
が、接収解除云々ということを申上
げましたのは、今後相当な接収財産が
解除される、それに伴いまして例の原
状回復ということでございますが、そ
の接収解除に伴いまして原状を回復い
たすということにつきましての支出
は、九十二億の方から出すということ
になりますということです。

故六ヵ月まで一時使用の期間を延ばしたものですか。我々はこの條約発効後九日間で一切の権利が解除されると、うので喜んでおるので、まだ六ヵ月の期間を延長して従来の占領政策の一つに服さなければならぬという理由はどこにあるのです。

○政府委員(長岡伊八君) 六ヵ月といたしまして、必ずしもこれをぎり／＼一ぱい使おうという考え方ではないのですが、何分にも契約件数が相当多数でござりますので、九十日間でございますが、何分にも契約件数が相当多数でござりますので、九十日間の間にとり急いで新しい契約に移りたまうと思ふのですが、若しこれが話がつきました場合、却つてそこにギャップがありまして、所有者のかたに御迷惑をかけることになつてはなりませんので、かような規定を設けまして、この間にとり急いで新しい契約に進みたいと、かよう考へております。

○田中一君 そした人間と人間の契約の問題ですから、お互いの権利問題の交渉の問題なんですね。従つて補償料を取る場合に、六ヵ月を超える場合があると思うのです。協定が締結されないと思われる場合があると思うのです。六ヵ月を超えた場合にはどうせられるのですか。

○政府委員(長岡伊八君) 六ヵ月を一時使用いたしまして、なおその間に話がつかんということになりますならば、どうしても必要だということになりますれば、本法の本則に立ち返ります。駐留軍に切り替わるという手続の期間

は九十日と了解しておるので、それが、それをお見込みの場合に、こうした場合になぜ六ヶ月までということに言われたのか。ただ、政府のほうのいろいろな手続が遅れやしないかというつもりでこれを規定を置いたのだというよりも、なつもりならば、甚だ不満足なんですが、その点は現在どのくらい物件があるつて、後の従業員といふか、後のほうに属しているところの職員が何人おつて、どうしてできないのかというところを明確に説明して欲しいと思うのです。

これだけの期間遅れるということを明文化したわけありますか。

○政府委員(長岡伊八君) 単に我々がいわばずるけます期間の意味で設けたものではございません。先ほども申上いたしました通り、契約のプランクの時期をこしらえましたのでは所有者をかける、それがためにただこの期間につきましては、この附則に規定しております通りに、迷惑をかけてはなりませんので、三月以下の規定を設けまして迷惑を少なくいたしたい、こういうふうに考えた次第であります。

○田中一君 それが、その問題が解決するなら三ヶ月でもいい、或いは一年でもいいわけですね、ただ六ヶ月に抑えたということは、プランクがあつちやいかんとか、迷惑をかけちやいかんとか、という理由で六ヶ月に抑えたのです。が、六ヶ月に抑えた根拠はどういうところから来ているのですか、三ヶ月でもあるいは以内でも……三ヶ月でもいいんですね。或いは一年でもいいわけですね。これはどういうところから六ヶ月と抑えたのですか、そのくらいならば先ずまあうまく話がつくだろう、こういうところで抑えたのですか。

○政府委員(長岡伊八君) 御指摘の通りでございます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) ほかに御質疑ございませんか。

それでは委員のかたへにお詫りいたしますが、本委員会に付託されましては、審査の便宜のため運輸委員会と連合委員会を開くことが適当であると認めますので、運輸委員会に対しても道路法案及び道路法施行法案につきましては、運輸委員会を開きたい旨申出ては如何と存じますが、さように取計つて

○委員長(廣瀬與兵衛君) さよう取計
らいいたします。なお来週の日程につ
きましてお詰りいたしますが、来週は
大分体が多いのですが、委員会を開か
なくてよろしくうござりますか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(廣瀬與兵衛君) では開かな
いことに決定いたします。
なお再来週の六日に委員会を開きま
して、再来週の日程を決定いたしたい
と思いますが如何ですか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長(廣瀬與兵衛君) さよういた
します。
本日はこれをもつて閉会いたしま
す。